

低濃度ＰＣＢ含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会 取りまとめ
2025 年 7 月

経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
電力安全課

I. はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下、「ＰＣＢ」）は、変圧器やコンデンサーなどの電気工作物の絶縁油等に利用されていたが、昭和 43 年（1968 年）のカネミ油症事件で健康への影響が判明し、国内では昭和 47 年（1972 年）以降新たな製造・輸入が禁止されている。

過去に製造された製品については、製品の ＰＣＢ 濃度別に、5000mg/kg（5,000ppm）超を「高濃度」、5000mg/kg（5,000ppm）以下 0.5mg/kg（0.5ppm）超を「低濃度」と区別し、それぞれの濃度の廃棄物に対し異なる処理期限を設け、処分を促している¹。現在国内においては、高濃度 ＰＣＢ 廃棄物の処分期限を終えており、低濃度 ＰＣＢ 廃棄物の処分期限（令和 9 年（2027 年）3 月末）を前に、電気工作物に係る分析調査・処分の促進策や、同期限以降の規制の在り方²について検討を進めているところ。

低濃度 ＰＣＢ 使用製品の多くは、一般に高濃度 ＰＣＢ 使用製品に比べて新しく、寿命を十分残している。このため、低濃度の ＰＣＢ を含有する変圧器・コンデンサー等については、使用途中での廃棄を強制することは現実的ではない。

また、電気工作物を保有する事業者の目線から見れば、所有する変圧器等に係る ＰＣＢ 含有量の調査に関しては、①調査・分析そのものの費用が負担となるほか、②分析の結果 ＰＣＢ 含有が判明した場合には、廃棄の際に特別管理産業廃棄物として処理することが求められ、通常の産業廃棄物として処理するよりも高額な廃棄費用を負担することとなる。

このように、今後の ＰＣＢ への規制の在り方は、電気工作物を設置する事

¹ 国際的な取組として、環境中への残留性が高い有機汚染物質について、国際的に協調して廃絶・削減に向けた取組を行う必要があるため、平成 13 年（2001 年）5 月にストックホルム条約が採択される（日本は平成 14 年（2002 年）8 月に批准）。

これを受け、日本国内では、平成 13 年（2001 年）6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「ＰＣＢ特措法」）を制定。ＰＣＢ廃棄物の保管、処分等について、同法において次のとおり規定。

① 高濃度 ＰＣＢ 廃棄物は令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までに処分（期限を過ぎた使用中製品は廃棄物と見なされる）

② 低濃度 ＰＣＢ 廃棄物は最も遅いもので令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに処分

③ ＰＣＢ 廃棄物の保管状況等の地方自治体（都道府県・市）への届出

² ＰＣＢ特措法の規制は、使用を終えた「廃棄物」に対するものが主であり、使用中製品については、製品中の ＰＣＢ が低濃度である場合、使用の継続は妨げられない。このため、処分期限到来時には、まだ「廃棄物」となっていない製品が期限後に「廃棄物」とされた場合の扱いについての検討が必要となる。

業者にとって一定の影響を与えるものであり、制度の在り方については、産業界等からの声を聞き、現状におけるPCBに係る分析・処分の負担感や、制度の在り方への所感をヒアリングし、低濃度PCB含有電気工作物の適正な処分を実現するために考慮すべき論点を取りまとめ、今後の政策に適切に反映していくことが重要である。

このような経緯・問題意識のもと、経済産業省主催の検討会において議論を行った。

II. 低濃度PCB含有電気工作物に係る現状

電気事業法は、公共の安全を確保し環境の保全を図ることを目的に、電気工作物の工事、維持及び運用を規制している。電気工作物には、変圧器、電力コンデンサーなどがあり、これらの機器において、電氣的な絶縁性能を確保するための絶縁の介在物として、空気・ガス・樹脂などのほか、絶縁油を使用しているものがある。絶縁油中において、PCBが5,000mg（5,000ppm）を超えるPCBが含まれるものを高濃度、同基準以下で0.5mg（0.5ppm）を超えて含有されている電気工作物³が「PCB含有電気工作物」であり、電気事業法以下の省令⁴において、このPCB含有電気工作物を新たに施設することを禁止している。

PCBは、優れた絶縁性能から過去には電気機器の絶縁油として使用されていたが、昭和43年（1968年）のカネミ油症事件においてその有害性が明らかとなり、国内では昭和47年（1972年）以降の製造、輸入等が禁止されている。これに加えて、国際的な取組として、環境中への残留性が高い有機汚染物質について、国際的に協調して廃絶・削減に向けた取組を行う必要があったことから、平成13年（2001年）5月にストックホルム条約が採択され、これを受け、国内では、同年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（以下、「PCB特措法」）を制定（平成28年に改正）し、過去に製造された製品については、製品のPCB濃度別に、絶縁油1kg当たり5,000mg（5,000ppm）を超えるPCBが含まれるものを高濃度、同基準以下で0.5mg（0.5ppm）を超えるPCBが含まれるものを低濃度と区切って規制対象とし、高濃度PCB廃棄物は最も遅いもので令和5年3月31日までに処分、低濃度PCB廃棄物は令和9年（2027年）3月31日までに処分することとしている。

電路に繋がっている電気工作物は、停電点検時に、電気主任技術者などによりPCB含有有無の確認を行うことが推奨される。調査の結果、PCBの含有が判明した物については、使用の継続は可能であるが、P

3 一般送配電事業者が管理する柱上変圧器や告示で掲げる変圧器、電力用コンデンサー、遮断器、OFケーブルなど12種類の電気工作物

4 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第19条第14項「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。」

ＣＢ含有電気工作物としての「設置等届⁵」を管轄する産業保安監督部へ提出することが求められる。

同電気工作物の廃止後、即ち、電路から取り外されたＰＣＢ含有電気工作物については、外されたことを以て「廃止届⁶」を管轄する産業保安監督部へ提出することが求められる。「廃止届」が提出された後は、廃棄物として、ＰＣＢ特措法に基づき、管轄する自治体に届出を行うこととなる。

即ち、ＰＣＢ特措法における規制は、廃棄物となったものに対しかかるため、使用中製品については、製品中のＰＣＢが低濃度である場合、その使用の継続は妨げられないものの、令和９年（２０２７年）３月３１日の処分期限到来時には、まだ「廃棄物」となっていない製品が期限後に「廃棄物」とされた場合の扱いについて、方針の早期確定と現場への速やかな周知が重要である。加えて、「廃棄物」となり得る可能性が相当程度疑われる製品に対しては、環境汚染の拡大を防止する観点から、企業に対し適正に処分を行うよう、政策的に誘導をしていくことが重要であり、課題を把握したうえで、ＰＣＢの適正な処分に向けた取組を進めていくことが必要である。

こうした観点から、以下において委員からの意見や業界への状況の聴取の結果より課題となる点を整理し（下記Ⅲ.）、それぞれの解決に必要な方策を検討した（下記Ⅳ.）。

Ⅲ. 低濃度ＰＣＢ含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた課題

(1) 課題その１：機器ごとに調査・分析を行うことの負担

ＰＣＢ含有電気工作物のうち、コンデンサーなどの封じ切り機器は、使用をしながら内部の濃度を分析することができない。即ち、当該製品に低濃度のＰＣＢが含まれているか、否かについては、廃棄時に機器が分解、ＰＣＢ濃度分析されることで初めて判明することとなる。仮に、令和９年（２０２７年）３月３１日以降に「廃棄物」となることを懸念し、これらの機器の濃度を当該処分期限より前に強制的に調査するとなれば、開孔等作業に伴い当該機器は再使用が不可能になるため、機器を保有する企業側にとっては、使用可能状態にある設備の廃棄・更新を余儀なくされる。令和９年（２０２７年）３月３１日の処分期限より前に、全ての機器の全数調査を行うことは、産業界へ大きな負担を強いるものである。

しかし、低濃度ＰＣＢの処理に関しては、令和９年（２０２７年）３月３１日の処分期限に関する周知のみが進んでおり、電気設備の保守点検の現場においては、設置者より、処分期限を過ぎた後に電路から取り外し分析し、含有が判明した機器の取り扱いはどうなるのかという問合せが多い、という点が全国電気管理技術者協会連合会から報告された。同連合会からは、処分期限後の対応について早急に明確化してほしいという

5 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第４条の２（様式１３の２）に定める「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書」。

6 同規則第４条の２（様式１３の４）に定める「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」。

要望が併せて提起された。

(2) 課題その２：中小企業設置者に特有の課題

① 金銭的負担

検討会においては、製造業を営む中小企業の多くは、いまだコロナの煽りから回復したばかりで、設備の更新に多額の資金を回せるほどに経営体力は回復していないことが指摘された。上記Ⅲ.(1)で示したような封じ切り機器について、買い替えを伴う調査の実施が困難であることはもとより、変圧器のような使用中でもPCB濃度調査が可能である機器についても、濃度分析の調査費用や、PCB含有が判明した場合に発生する特別管理産業廃棄物としての運搬・処分費用は、中小企業にとって相当程度に大きな費用負担となる。

② 「設置者責任」の認識不足

また、検討会においては、PCB含有の確認は、当該電気工作物の設置者の責任で行うものであるという認識が企業の経営者に行き届いていない点が指摘された。即ち、ほとんどの経営者にとっては、電気が順調に供給されていれば良く、機器にPCBが含有されているかは、製造メーカーや電気設備の保守点検事業者が調査、分析や取替えを行うものと考えられている。この認識を是正するための意識啓発が重要である。

これまで、高濃度PCB含有電気工作物については、PCB特措法における措置に併せて、電気事業法関連規定においても、電気主任技術者に対し、使用中の電気工作物に対するPCB含有の有無の確認を求めており、これらに加え、適切に処分期限に関する周知広報を実施していたことが、高濃度PCB廃棄物の適切な処分に繋がった。

低濃度PCB含有電気工作物については、電気事業法関係省令における届出の対象ではあるものの、電気主任技術者による使用中の電気工作物に対するPCB含有について確認の協力を求めているにすぎない。高濃度PCBと同様の意識啓発を行うには、適切な周知を行うことが重要となる。

電気設備の保守点検を行う、電気保安法人や電気管理技術者は、PCB濃度の調査の必要性等について、企業への周知に協力しているものの、設備の点検業務の一環として行っていることから、企業内においても、事業者側の保守管理担当者を相手方とすることが多く、経営者等と直接折衝する機会に乏しい。

しかし、企業における低濃度PCB含有電気工作物の分析・調査・処分の方針は、同社の事業計画や設備投資判断が影響することから、処分期限を見据えた適切な分析・処分等の重要性については、経営者・経理担当者等へも同様に浸透させる必要がある。よって、低濃度PCB含有電気工作物については、従来通りの電気保安法人や電気管理技術者からの周知だけでは、十分とは言えず、業界団体等を通じた事業者に対する意識醸成に取り組み、国からの働きかけを行うことが必要となることが、課題として整理された。

③ 課題その３：資材等の需給ひっ迫への懸念

検討会において、変圧器・コンデンサー等の供給の状況についてヒアリングを行い、配電制御盤は、業界全体として現在需要期にあり、令和８年（２０２６年）から令和１０年（２０２８年）頃にピークを迎える見通しであることについて、業界団体から状況を聞き取った。

コロナで止まっていた民間設備投資の再開や大都市圏での再開発事業、全国規模で建設が続いているデータセンターや半導体関連の大型物件並びに電池関連の投資が建設市場を牽引しており、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期限である令和９年（２０２７年）３月末は、まさにこのピークの時期に当たる。仮に、現在稼働している変圧器やコンデンサーなどで構成する盤製品が使用寿命を残したまま、低濃度ＰＣＢの汚染可能性があることのみで更新をされる状況になれば、この需給ギャップにさらに拍車をかけることとなる。

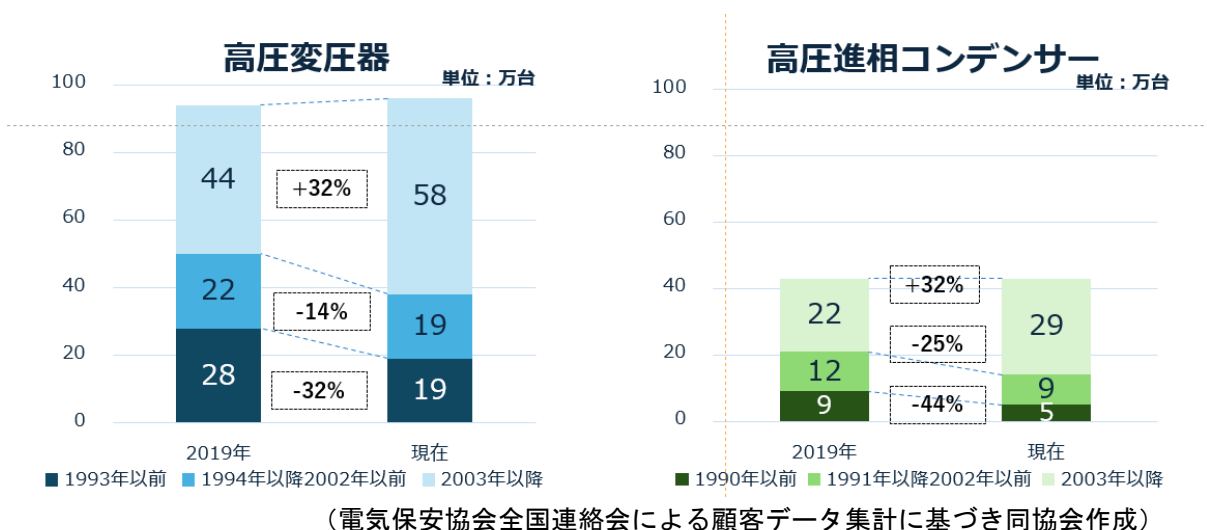
仮に、低濃度ＰＣＢ含有が疑われる変圧器やコンデンサーの使用を令和９年（２０２７年）３月３１日以降一切認めないという厳格な線引きを行う場合、既存の機器を処分して以降、後継の変圧器、コンデンサーないし受変電設備そのものの納品が遅れることが予想される。その場合、当該需要場所に電力の供給ができず、ビルや工場は営業を停止せざるを得ない。低濃度ＰＣＢ含有電気工作物の処分を急速に行うことは、製造業者だけではなく、建物サービス業へも影響が及ぶことが浮き彫りになった。

④ 課題その４：低濃度ＰＣＢ含有電気工作物を含む低濃度ＰＣＢ使用製品の潜在的な物量が不明確

検討会において、電気保安協会全国連絡会における、変圧器及びコンデンサー⁷についての顧客側の保有台数のデータを元に、製造年別に令和元年（２０１９年）と現在の約５年間で物量がどの程度変化したのかの比較結果を報告いただいた。傾向として大きく以下の二点にまとめられる。

- 変圧器は、製造時点でＰＣＢ汚染の可能性があると言われる平成５年（１９９３年）以前に製造された機器は、５年間で３２％程度減少
- コンデンサーは、製造時にＰＣＢ汚染の可能性があると言われる平成２年（１９９０年）以前の製品については、５年間で４４％程度減少

7 6, 600Vの受変電設備で、キュービクルなどの中に設置されている変圧器及びコンデンサーを集計したもの。



即ち、いわゆるPCB汚染が疑われる機器は減少しているということと、それ以降の平成15年(2003年)以降の機器については増加していることが判明した。反面、これらのPCB汚染の可能性のある平成5年(1993年)以前の変圧器は、現在でも19万台使われており、平成2年(1990年)以前のコンデンサーは5万台使用されていることが浮き彫りになった。

推奨更新年数の期間が経過した機器については、保安管理を行う電気保安法人や電気管理技術者から、設置者に対し、当該設備の更新を推奨するものの、電気事業法第39条に求める技術基準上の不具合が無い健全な設備も多く、かつ、しっかりとメンテナンスを行うことによって使用することが可能であるものが多い。これらの機器については、まだ使用寿命にあることを理由に、現場においては、推奨更新期間経過後も使用が継続されることが多い。今後においても、平成5年(1993年)以前に製造された変圧器と、平成2年(1990年)以前に製造されたコンデンサーについて、全体的な物量が自然減少することは見込まれにくい。以上は、ビルや工場の受変電設備内に設置される高圧機器の実態である。

他方、低圧部に設置される小型のコンデンサーについては、物量をはじめ型式・製造年の実態は把握できていないことが電気保安協会全国連絡会から報告されている。

このように、潜在的な物量は不明確であり、適正な処分に向けては、政策による誘導が一層重要であることが明らかとなった。

IV. 課題に対する方策

- (1) 処分期限後の低濃度PCB含有電気工作物の取扱いの明確化
処分期限後も機器の使用が継続されるのかについて、方針を早期に確定し、電気設備の点検を行う現場において、予見可能性を以って対応を進められるよう、確定した方針については速やかに公にし、積極的に発信を行うことが重要である。
- (2) 機器ごとの分析を不要とするPCB含有機器の推定届出制度の創設
環境省において、使用中の低濃度PCB含有製品及びPCBの含有が疑われる機器⁸（以下「疑い機器」）に関しては、これらの機器を使用中である旨を届け出る制度の導入について、検討がなされた。

現行法令においては、電気事業法とPCB特措法の二法において、それぞれ異なる目的から異なる届出制度が設けられている。令和9年（2027年）4月1日以降における新たな制度の検討にあたっては、特に、上記のような「疑い機器」に関する届出制度を新たに設ける場合は、機器の所有者である中小企業等にとって煩雑なものにならないよう、二重の届出や、情報の二重管理のような形にならないよう、合理的な制度設計に向けた検討が重要となる。電気事業法、PCB特措法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律をそれぞれ所管する経済産業省と環境省の両省において、今後の制度の在り方について、共同で検討を進めていく必要がある。

8 過去における変圧器からの低濃度PCBの検出事例を分析・整理した結果から、一定の機器を低濃度PCBの含有が疑われる機器として絞り込める可能性がある。第34回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会（令和6年（2024年）7月22日）資料2-3参照。

(3) 費用補助等の支援策

処分期限以内の適正な処分に向けては、現在、既に中小企業等を対象とした処分費等の補助等の支援策が実施されており、これらの支援策の継続を前提に、さらに説明会や中小企業向け広報における発信等を通じ、支援メニューについて広く世の中に発信し、中小企業を中心とした経営者に知っていただくことが重要である。

◆環境省において実施している、中小企業等を対象としたPCB廃棄物の処分費等の補助制度

**中小企業（個人事業主を含む）の
低濃度PCB廃棄物の
適正処理を支援します**

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。

分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は要部へ！

【問い合わせ先】
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター
TEL：098-995-7100（3月1日 開設予定）
受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時（祝日年末年始を除く。）
mail: joseikin@sanpainet.or.jp
URL: https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

助成対象者

1. 中小企業者^{※1}

- ・会社（株式・有限・合資・合名・合同）
- ・個人事業主
- ・中小企業団体等

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

^{※1} 常時使用する従業員の数^{※2}が100人以下の法人

^{※2} 常時使用する従業員の数。表1において、主たる業務毎に定められるBの基準を満たす法人^{※3}。

3. 個人

- ・解散又は事業を廃止した事業者から経費対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・何らかの理由で経費対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・設置者（設置費財団）

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油及び電気機器由来のPCBが染み込みまたは付着したおそれのある木くずやウエス等の汚染物が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析^{※4}に要する経費。

^{※4} 各県で示された検定方法や電機業者が実施するマニュアル、ガイドラインに基づくものに限る。
（消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※5}。なお、1棟あたり10,000円を限度額とする。

^{※5} 7その額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

- 収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費
- 漏えい防止措置に要する経費
- 処分に関する経費
（消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※6}。

なお、「収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分に関する経費」の助成金は、表4に掲げる標準処分率により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

^{※6} 7その額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

(4) 周知・意識醸成の推進

低濃度PCB含有電気工作物については、従来通りの電気保安法人や電気管理技術者からの周知だけでは十分とは言えず、業界団体等を通じた事業者に対する意識醸成の取り組みや、国からの働きかけを行うことが必要となる。

特に、処分期限の到来に関する周知については、関係する省庁へも積極的に働きかけを行うことに加え、例えば、中小企業庁では、政策広報の一環として同庁HPやネットマガジン、X（旧ツイッター）を通じ、中小企業者を対象とした注意喚起や支援情報の周知を実施している。処分期限への注意喚起と、中小企業が活用可能な支援策については、これらの政策広報ツールを活用した製造業等を営む事業者に向けた周知を重点的に実施することが有意義と考えられる。

V. おわりに

関係法令に基づく低濃度PCB含有電気工作物の適正な処分は、環境汚染の拡大を防止する上で極めて重要である。

本検討会では、学識経験者、中小企業代表者、関係する事業者による活発かつ充実な議論が行われた。今回の検討を通じ、今後の低濃度PCBに係る制度の在り方については、特に以下の点に留意すべきである。

一つ目は、低濃度PCB含有電気工作物を含む低濃度PCB使用製品に関する、処分期限以降の扱いについての方針を早期に確定させること、その際、制度移行までに予見可能性を以って対応を進めることができるよう、すみやかに公にし、積極的に発信することに期待する。

二つ目は、新たな制度へ移行する場合は、事業者の負担増とならない、実態を踏まえた、合理的な制度となるよう、検討を尽くすことに期待する。その際、電気事業法以下に定める電気工作物に係る規制についても、必要な検討を行うことにも留意するべきである。

三つ目は、支援策の拡充である。新たな制度の執行にあたっては、事業者の財産である機器そのものに対する調査費用のほか、低濃度PCB含有電気工作物と判明した場合の代替機器への更新、廃棄物の運搬、処分に係る費用についてはいずれも事業者の負担となる。制度執行による経済負担を最小限にとどめ、処分促進の妨げとならないよう、政府には必要な支援策の継続・拡充を期待する。

四つ目は、周知・情報発信の充実化である。処分期限後の低濃度PCBの扱いに関する方針について、速やかに発信・周知を行うことに加えて、PCB含有有無の確認は設置者の責任であることの認識が企業の経営者に行き届くよう、政府による周知・広報を行うことが重要である。これらの周知にあたっては、従来通りの電気保安法人や電気管理技術者を通じた周知にとどめず、中小企業の支援を専門に行う機関や、自治体等様々なルートを活用して、発信力を高めることに期待する。

低濃度P C B含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会 委員名簿
(座長)

わたなべ のぶひろ
渡邊 信公 職業能力開発総合大学校 名誉教授 (座長)

(委員)

きんばら かずひで
金原 和秀 国立大学法人静岡大学 学長特別補佐

おり あけみ
織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科教授

(出席者)

おおもり さんしろう
大森 三四郎 大森建設株式会社 代表取締役 (全国商工会連合会 理事)

め ら みつとも
米良 充朝 株式会社共立電機製作所 代表取締役社長

おさだ よう
長田 容 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 技術顧問

ま かい の こうじ
馬飼野 光治 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 参事

さとう たつや
佐藤 辰哉 電気保安協会全国連絡会 技術部長

せりざわ ゆういち
芹澤 裕一 関東電気保安協会 事業推進部 保安グループマネージャー

かなたに すすむ
金谷 享 全国電気管理技術者協会連合会 常任理事

こ ばやし きみのり
小林 公知 電気事業連合会 微量P C B問題検討委員会 委員長

し だ お こうぞう
志田尾 耕三 電気事業連合会 立地電源環境部 副部長

にしむら ひでたか
西村 英孝 送配電網協議会 工務部 副部長

たまたに あきら
玉谷 晃 一般社団法人 日本電機工業会 P C B処理検討専門委員会 委員長

さいとう きよし
齋藤 潔 一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 部長

よしだ たかし
吉田 隆 一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 P C B処理推進課長

しもつ たかや
下津 雄哉

一般社団法人日本配電制御システム工業会 専務理事

おくだ まさみ
奥田 正美

一般社団法人日本配電制御システム工業会 技術部 部長

低濃度ＰＣＢ含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会における 検討の経緯

第１回 令和６年（２０２４年）１０月３１日

設置者、電気管理技術者等、特別管理産業廃棄物処理業者それぞれの立場から、以下についてヒアリングを実施。

- 低濃度ＰＣＢ含有電気工作物に係る現状と課題
- 低濃度ＰＣＢの含有が疑われる機器を管理していくことへの意見
- その他意見（低濃度ＰＣＢ調査・処分に向けた促進策、令和９年（２０２７年）３月末以降に廃棄される低濃度ＰＣＢ含有電気工作物に係る取扱いなど）

第２回 令和７年（２０２５年）３月３日

第１回の意見を踏まえた今後の低濃度ＰＣＢへの制度の在り方の論点に加え、変圧器・コンデンサー等の供給の状況についてヒアリングを行い、討議を実施。